

河津町・富士伊豆農業協同組合 御中

生産資材価格高騰対策事業 申込書兼承諾書

河津町の生産資材価格高騰対策事業の補助金を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。補助金は指定した口座へ入金を依頼します。

申請書類の記載内容は真正であり、かつ事業の内容を十分理解した上で申請しており、下記事項に反したことにより不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

|  |  |            |   |
|--|--|------------|---|
| 右項目を確認し、すべてチェックできる方が申請可能   | <input type="checkbox"/> JAふじ伊豆の正組合員であり、農産物の販売を行っている。  |            |   |
|  | <input type="checkbox"/> R4年1月～R4年12月に購入した自らが使用する生産資材の申請であり、重複はない。   |            |   |
|  | <input type="checkbox"/> 申請額は「受付・計算シート」において確認する。確定額と誤差が生じる場合も了承する。   |            |   |
|  | <input type="checkbox"/> 行政機関等やJAから求められた場合、取組に係る報告や立入調査に応じる。   |            |   |
|  | <input type="checkbox"/> 証拠書類は5年間保管し、行政機関等やJAからの求めがあった場合には提出する。  |            |   |
|  | 次の事項に該当すると行政機関等やJAが判断した場合、補助金を返還すること、又は交付されないことに異存がない。<br><input type="checkbox"/> ①提出書類において虚偽の内容を申請したことが判明した場合<br>②正当な理由がなく、記載した取組を実施していないことが判明した場合 |            |   |
| 記載された個人情報、生産資材高騰対策事業および行政機関による同種の事業の申請、また<br><input type="checkbox"/> JA事業について利用されることに同意する。<br>また、個人情報を行政機関等に提供されることに同意する。 |  |            |   |
| <input type="checkbox"/> 反社(裏面の(1)および(2))および反社等(裏面の(1)から(3))、に該当しない。   |  |            |   |
| (フリガナ)氏名(自署)   | .....  |            |   |
| 住所   | 〒  |            |   |
| 電話番号   |  | 携帯電話番号     |   |
| 令和4年中購入額   | 円  | 県の事業 補助申請額 | 円 |
| 国の事業 補助申請額   | 円  | 市町から補助される額 | 円 |
| 入金先金融機関名   | 富士伊豆農業協同組合   |            |   |
| 金融機関コード(4桁)  | 6345   | 支店番号(3桁)   |   |
| 貯金の種類別   | <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座  | 口座番号(7桁)   |   |
| 口座の名義(カタカナ)  |  |            |   |

※入金先金融機関の通帳表紙と1～2ページの見開きを添付すること

裏面も確認↓

## 反社および反社等の定義

(1) 以下に該当する団体および個人

a 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動党標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）

b 以下に該当する関係を有する者

(a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係

(b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係

(c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係

(d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係

(e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係

(2) 以下に該当する行為を行う団体および個人

a 暴力的な要求行為

b 法的な責任を超えた不当な要求行為

c 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

d 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当JAの信用を毀損し、または当JAの業務を妨害する行為

e その他aからdに掲げる行為に準ずる行為

(3) 暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団および個人（凍結口座名義人等詐欺等犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結当経済制裁措置対象者等）